

加工食品の原料原産地表示に係る食品表示基準改正についての意見

平成29年 3月29日

日本チェーンストア協会

食品委員会委員 岸 克樹

1. 昨年12月19日開催の第38回食品表示部会において述べたとおり、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」において提示された内容そのままに、新たな食品表示基準として規定することに改めて反対を表明します。

提案された改正内容について、これまでに協会内で共有したところ、日頃食品表示や品質管理に従事する者であっても直ちに理解することが困難な内容となっています。全ての加工食品に原料原産地表示の対象を拡大したことによって、例外措置を含む提案がなされたものと承知していますが、このような制度改正について、真に実行可能性が担保されているのか否か、一般の消費者にも容易に理解され利活用することができるのか否か、依然として大きな疑問が残ります。

本部会の後に実施されるであろうパブリックコメントにおいて、消費者の選択の機会の拡充及び実行可能性の確保の観点から懸念やかい離を示す意見が上がるのであれば、消費者・事業者双方の意見を十分に考慮し、改めて抜本的な検討を行っていただくよう強く要望します。

2. 消費者利便ならびに実行可能性を勘案し、パブリックコメントを経た後に、改めて以下の観点から再検討していただくよう要望します。

(1) 表示対象の範囲について

原料原産地の「国別重量順表示」の原則の困難性を克服する方法として、可能性表示や大括り表示等の例外措置が盛り込まれたと承知しています。むしろ二重三重の例外措置が講じられたことによって、消費者にとってはより分かりにくく、事業者によってはより複雑な手続き・管理を行わなければならないのではないかと危惧しています。

少なくとも、原料原産地表示が「消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資する」ものであるためには、「表示される情報がサプライチェーン全体を通して正しいことが確認できる」ことが前提になるべきであり、その意味からは、全ての加工食品を対象にスタートするのではなく、例えば「トレースが可能なものについて重量割合上位1位の原料原産地を表示する」等のシンプルな方法からスタートすべきではないかと考えます。

(2) 誤認防止措置について

可能性表示における消費者の誤認防止措置として、「一定期間における使用実績又は使用計

画における対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示した旨の表示」が求められています。根拠とする期間の考え方やその証拠書類の保管等の問題について十分に実行可能であるか否かの検証が不足しているのではないかと危惧しています。各種各層の食品事業者に必要なヒアリングを実施し、実行可能性の可否についての検証をしっかりと行うべきと考えます。

そもそも、可能性表示や大括り表示等の例外措置が「消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資する」ものであり、「分かりやすく、正しく、合理的な表示である」との理解を得ることは相当に困難ではないかと思料されます。オピニオンリーダーとしての消費者団体の皆様のご意見と合わせて、普通に買い物をする一般の消費者の皆様にとっても「表示の意味を容易に正しく理解でき、利活用できるものであるか否か」について徹底的に検証する必要があると考えます。

(3) 施行時期について

本制度の経過措置期間として平成 32 年 3 月末が提案されています。消費者への十分な周知期間、各種各層の食品事業者の準備期間を踏まえてなお、なぜこの期間が提案されているのか疑問が残ります。平成 32 年 3 月に完全施行となるアレルギー表示や栄養成分表示の重要性は理解していますが、後から新たに規定される原料原産表示制度も加えてこの期間内に完全に準備を完了するためには決して十分な時間とはいえません。ましてや、既に確定している経過措置期間を前提に、表示事項ごとにバラバラにスタートするようなことではラベル表示の設計やシステム改修、後方業務の見直し等に困難をきたし、到底実行可能であるとはいえません。施行時期の設定については、各種各層の食品事業者の実情を十分精査し、食品表示基準の加工食品への全面適用時期そのものも含めて、適切かつ慎重に検討していただくよう強く要望します。

以上